

連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知識強化を目的とした  
パイロットプログラム設置法案(H.R.628)、議会を通過し大統領の署名待ちへ

2010年12月20日  
JETRO NY 中楨、横田

今議会(第111議会)の閉会を目前に、審議待ち法案を通過させる動きが活発化する中、米国上下両院は、「連邦地裁判事の専門的知識の強化を目的としたパイロットプログラム設置法案(H.R.628)」<sup>1</sup>を承認した(上院:13日、下院:17日)。通過法案は大統領府に送られ、これにより同法案成立には大統領の署名を残すのみとなった。

同法案は、既報の通り<sup>2</sup>、連邦地裁における特許訴訟のクオリティ向上を目的としたものであり、特定の連邦地裁に、連邦地裁判事の特許訴訟に関する専門的知識の強化を図るパイロットプログラムを設置するものである。第109議会(05-06年)及び第110議会(07-08年)においても同様の法案が上程されていたが、いずれも下院は通過したものの上院審議未了で廃案となっていたところ、3会期(6年間)を経て、ようやく議会を通過することとなった。

今回通過した法案は、今議会開会早々の09年1月に上下両院に上程されたもの。同年3月には下院本会議を通過していたが<sup>3</sup>、その後、上院では同法案に対する実質的な審議は一切されてこなかったところ、本年12月13日になって上院本会議において同法案に一部修正を加えたものを全会一致で承認し、同法案を改めて下院へ付託、それを受けた下院が17日の本会議で、371対1(棄権61)<sup>4</sup>の圧倒的賛成多数により承認した。

上院での修正は、対象となる裁判所の選定方法に対する簡単な修正のほか、研修・実習のための予算措置(毎年度少なくとも500万ドルの歳出権限付与)の削除であり、他に大きく修正された箇所はない。

## <上下両院を通過したパイロットプログラム設置法案(HR628)の概要>

### (裁判所の選定)

合衆国裁判所事務総局長(Director of the Administrative Office of the United States Courts)は本法の施行後6ヶ月内に、少なくとも6つの連邦地裁を、3箇所以上の巡回地区(judicial circuits)<sup>5</sup>から選定する。選定にあたっては、特許関連裁判の提訴数が

<sup>1</sup> [法案条文\(PDF\)](#)

<sup>2</sup> [090126【米国 IP 情報】連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見向上を図るパイロットプログラム法案\(S299、HR628\)が上下両院へ再び上程される\(PDF\)参照](#)

<sup>3</sup> [090318【米国 IP 情報】連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見向上を図るパイロットプログラム設置法案\(HR628\)が下院を通過\(PDF\)参照](#)

<sup>4</sup> [投票結果の詳細](#)

<sup>5</sup> 米国を11の巡回区に分割。これに特別地区のワシントンDCとCAFCとを加えて、米国内には13の巡回区がある。連邦地裁数は全米で91。

多い上位 15ヶ所の裁判地区、又は特許関連裁判において地域規則(local Rules)を採用している(採用しようとしている)裁判地区に該当する中から、10名以上の裁判官が在籍する裁判所で3名以上の裁判官の指定がある裁判所を3箇所、10名未満の裁判所が在籍する裁判所で2名以上の裁判官の指定がある裁判所を3箇所指定することとする。

(裁判官の指定)

当該パイロットプログラムの対象となった連邦地裁の首席裁判官(chief judge)は、特許関連事件の審理を扱う裁判官を希望者の中から指定する。特許関連事件は、当該指定の有無に関わらず無作為に割り当てられるが、指定裁判官でない者に割り当てられた場合には、担当となることを辞退でき、辞退された事件は他の指定裁判官へ再指定される。

(パイロットプログラム実施期間)

本プログラムは対象となる連邦地裁を選定後(本法施行後6ヶ月以内)、10年間で終了する。

(議会への報告)

米国裁判所事務局長は両院の司法委員会へ、パイロットプログラムの実施状況を定期的に報告する。報告書には次の分析を盛り込むこと。

- ① 裁判官の専門的知識向上に対する本プログラムの寄与度
- ② 専門知識の向上による裁判効率の改善の程度
- ③ 指定裁判所と指定外裁判所とのCAFCでの破棄率及び審理期間の比較
- ④ 訴訟当事者が特定の裁判所を選定することを示す証拠の考察
- ⑤ 当該プログラムの他の裁判所への拡大や恒久的適用の是非

(了)